

(別紙)

## ご指摘のあった事案の概要および当社の判断について

### 1. 受付日(企業倫理相談窓口)

平成 16 年 12 月 27 日

### 2. ご指摘いただいた内容

福島第一原子力発電所内のある協力会社の作業員が 12 月中旬に作業中グラインダーで指を負傷したが、報告されていないのではないか。そのほかにも、以前同社の作業員が管理区域内で、高所足場作業床で足を負傷したり、重量物運搬中に足の甲を負傷したり、ボンベに指を挟まれて負傷した件などが報告されていないのではないか。

### 3. 事実関係の調査結果

調査の結果判明した事実は以下の通りです。

- (1) 平成 16 年 12 月 11 日に、福島第一原子力発電所 5 号機のタービン建屋地階において、給水加熱器取替関連の工事に従事していた当該協力会社作業員が工事材料をグラインダーで切断していたところ、誤ってグラインダーが跳ねて、補助をしていた作業員 1 名の左手人差し指にあたった。当該作業員は約 1 cm 程度の切り傷を負い、自ら病院に行き治療を受けた。(仕事は休んでいない。)
- (2) 平成 12 年 3 月頃、同発電所 5 号機のタービン建屋 1 階において、給水加熱器点検関連の工事に従事していた当該協力会社の請負会社作業員 1 名が、サポート材をクレーンで足場上に吊り上げる作業をしていたところ、誤ってサポート材と足場床の間に足をはさまれて負傷した。(1 か月半程度仕事を休んだ。)
- (3) 平成 11 年の 11 月頃、同発電所 3 号機のタービン建屋 1 階において、タービン本体点検手入れ工事に従事していた当該協力会社作業員 1 名が空の酸素ボンベを運び出すため台車に積み込む作業をしていたところ、誤って酸素ボンベのキャップにあいている穴の部分で左手薬指に 1 cm 程度の切り傷を負い、自ら病院に行き治療を受けた。(仕事は休んでいない。)
- (4) 平成 13 年 6 月頃、福島第二原子力発電所の 3 号機タービン建屋 1 階において、現場パトロール中の当該協力会社作業員 1 名が、別の同社作業員による鋼材の台車積み込み作業を手伝った際に、誤って鋼材を落として足を負傷した。(3 週間程度仕事を休んだ。)

上記のうち(1)(2)(4)は、発生当時いずれも被災者から当該協力会社までは情報提供されていたが、被災者からの要望等もあって同社は工事請負契約に基づいて求められている元請会社および当社への報告をしていなかった。このうち、(2)(4)については、被災者が休業しているにもかかわらず、各被災者の所属先である当該協力会社・請負会社は、労働基準監督署への報告を行っていなかった。

(3)については、被災者自身が所属先の当該協力会社にも報告していなかった。

#### 4 . 本件に関する当社の判断

今回ご指摘いただいた内容は、当社の原子力発電所施設そのものの安全性に関連する内容ではありませんが、発電所管理区域内における作業安全の確保、ならびに、社会の皆さまからご信頼とご安心をいただくために、原子力発電所施設に関する申告案件として調査を行いました。本件においては、管理区域内での作業中の負傷について、工事請負契約に基づき当社まで速やかに報告することになっていたにもかかわらず、当該協力会社までにとどめられていたこと、また、負傷休業があったにもかかわらず労働基準監督署への報告が行われていなかったことは、不適切な取扱いであったと判断しており、改めて元請会社を通じ、関係協力会社へ報告実施を指示いたします。

なお、本件に対する法令の規定に則した評価等につきましては、労働基準監督署によるご判断に委ねることといたします。

以 上